

静岡県告示第236号の2

静岡県手数料徴収条例（平成12年静岡県条例第25号）別表424の10の項、424の11の項及び424の12の項の知事が定める機関（平成29年静岡県告示第221号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月28日

静岡県知事 川 勝 平 太

「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。